

◎公的年金からの特別徴収税額③に係る項目

徴収月	前年度の通知書でお知らせしている仮特別徴収税額	令和6年度特別徴収税額
-----	-------------------------	-------------

公的年金からの特別徴収税額についてのお知らせ

【令和6年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書】

「定額減税額」の額は「特別税額控除額」として記載しています。
引ききれなかった定額減税額は以下のとおり算出します。

{ (本人1人+控除対象配偶者数+扶養親族数) × 10,000円 } - 特別税額控除額 (市民税分+県民税分) = 引ききれなかった定額減税額 (給付対象)

【例】本人1人扶養2人

引ききれた定額減税額が20,000円の場合

{ (本人1人+2人) × 10,000円 } - 20,000円 = 10,000円
引ききれなかった定額減税額 (給付対象)

令和7年6月	令和7年8月
記載の特別徴収義務者から差し引かれます。 (冊番)	

「みどり税」分となります (1ページ目裏面のお知らせをご覧ください。)

除額①	差引所得割額②-①	均等割額	森林環境税

■税額控除額①の内訳(円)

	調整控除額	配当控除額	住宅借入金等特別税額控除額	寄附金税額控除額	外国税額控除額	特別税額控除額	配当割額及び株式等譲渡所得割額控除額
市民税							
県民税							